

(別添1)

厚生労働科学研究費補助金総括研究報告書概要版

研究費の名称=厚生労働科学研究費補助金

研究事業名=障害保健福祉総合研究事業

研究課題名=身体障害者補助犬の育成・普及のための基盤整備に関する研究(総括研究報告書)

国庫補助金精算所要額(円)=7,500,000

研究期間(西暦)=2003-2005

研究年度(西暦)=2003

主任研究者名=加藤誠志(国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所)

分担研究者名=寺島彰(浦和大学総合福祉学部), 水越美奈(国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所), 古川敏紀(広島大学自然科学研究支援開発センター), 印牧信行(麻布大学獣医学部)

研究目的=身体障害者補助犬法ができたものの制度の整備や社会の受け入れ体制が十分確立されているとは言えない。今後は、その制度の内容の充実が求められている。そこで、本研究では、補助犬にかかわる制度の整備および社会の受け入れ態勢の整備のために必要な基礎的情報を収集し、そのあり方についての提言を行うことを目的とする。具体的には、「身体障害者補助犬の育成のための基盤整備に関する研究」、「身体障害者補助犬の普及啓発の方策に関する研究」、「身体障害の種類・程度別にみた補助犬の有効性に関する調査」、「補助犬の先天性眼疾患の診断方法と判定システムに関する研究」の4つのテーマで研究を実施する。

研究方法=次の4つのテーマについて具体的には次のように研究を行う。(1)身体障

(別添2)

厚生労働科学研究費補助金

障害保健福祉総合研究事業

身体障害者補助犬の育成・普及のための基盤整備
に関する研究

平成15年度 総括・分担研究報告

主任研究者 加藤 誠志

平成16(2004)年4月

(別添3)

目次

I. 総括研究報告

- 身体障害者補助犬の育成・普及のための基盤整備に関する研究 ----- 1
加藤誠志

II. 分担研究報告

1. 身体障害者補助犬の育成のための基盤整備に関する研究 ----- 4
水越美奈
2. 身体障害者補助犬の普及啓発の方策に関する研究 ----- 6
寺島彰、水越美奈
3. 身体障害の種類・程度別に見た補助犬の有効性に関する研究 ----- 8
水越美奈
4. 先天性眼疾患の診断方法と判定システムに関する研究 ----- 10
古川敏紀、印牧信行

(別添4)

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
総括研究報告書

身体障害者補助犬の育成・普及のための基盤整備に関する研究

主任研究者 加藤 誠志

国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所障害工学研究部長

研究要旨 補助犬にかかわる制度の整備および社会の受け入れ態勢の整備のために必要な基礎的情報を収集し、そのあり方についての提言を行うことを目的とする。(1)身体障害者補助犬の育成のための基盤整備、(2)身体障害者補助犬の普及啓発の方策、(3)身体障害の種類・程度別にみた補助犬の有効性、(4)補助犬の先天性眼疾患の診断方法と判定システムなどに関して研究を実施した。その結果、(1)良質な補助犬育成や動物福祉を考慮した補助犬育成団体の施設基準の必要性、(2)一般市民、獣医療関係者、リハ専門職に対して、それぞれに合った方法によって、補助犬の普及・啓発を行なっていく必要性、(3)障害の種類・程度別に補助犬の評価を適切に行える基準の必要性、(4)盲導犬の眼検査を実施したところ、遺伝性疾患を疑う症例が見つかったので、獣医師の協力を得て全国統一基準の検査体制の必要性を、それぞれ提言した。

分担研究者

寺島 彰 浦和大学総合福祉学部教授
水越美奈 国立身体障害者リハビリテーションセンター
研究所障害福祉研究部特別研究員
古川敏紀 広島大学自然科学研究支援開発
センター助教授
印牧信行 麻布大学獣医学部内科学第3講
座助教授

道府県への届出状況、さらにはWWWおよび新聞・雑誌等の記事により情報を収集した。また施設基準等に関しては盲導犬に対するもの、また他の関連法律と比較を行ない、先行研究を文献等で検索した。さらに補助犬の育成団体が多くある米国西海岸での現地調査を行った。

(2)身体障害者補助犬の普及啓発の方策に関する研究

一般市民の理解については、身体障害者補助犬に対する補助犬法完全施行後の一般市民とコンビニエンスストア、病院、使用者に対するアンケート調査を(財)日本盲導犬協会と協力して行なった。専門家の理解については、犬の専門家である小動物臨床獣医師および動物病院に勤務する動物看護師を対象に、学会会場において調査票を配布したものを無記名・任意で回収し、結果を分析した。さらに同様なものを盲導犬訓練士を対象にして行った。財政的基盤については、身体障害者補助犬育成団体に対して、必要な財産、収入、支出などに関する予備調査としてアンケートを実施した。

(3)身体障害の種類・程度別にみた補助犬の有効性に関する研究

介助犬(暫定犬も含む)使用者の情報を

A. 研究目的

身体障害者補助犬法はできたものの制度の整備や社会の受け入れ体制が十分確立されているとは言えない。今後は、その制度の内容の充実が求められている。そこで、本研究では、補助犬にかかわる制度の整備および社会の受け入れ態勢の整備のために必要な基礎的情報を収集し、そのあり方についての提言を行うことを目的とする。

B. 研究方法

次の4つのテーマについてそれぞれの方法で研究を実施した。

(1)身体障害者補助犬の育成のための基盤整備に関する研究

現存の補助犬の育成施設に関しては過去の先行調査、および義務付けられている都

収集し、現在わが国で活躍している介助犬の障害種別によるニーズを調査すると共に、文献調査およびWWW検索を使用して海外における介助犬の障害種別使用状況を調査した。さらに介助犬普及の先進国と言われる米国において介助犬育成団体と使用者へのインタビューを平行して行った。また、実際にリハセンターで行われた補助犬法に基づく介助犬認定事業の認定経過を分析し、認定介助犬使用者について本人のインタビューおよび犬の行動状況を確認し、認定での評価結果の分析を行った。

(4) 補助犬の先天性眼疾患の診断方法と判定システムに関する研究

盲導犬における眼調査は、これまで単独で検査を行って居られた神奈川県盲導犬訓練センターでの100頭以上に上る眼検査の結果、および我々が追加しての検査成績を加え、データベースを作製した。調査はおもに外貌検査ならびに眼底検査および細隙灯検査を実施して、眼瞼、角膜、虹彩、水晶体および眼底の異常の有無について行った。

(倫理面への配慮)

本研究の三番目の課題である「身体障害の種類・程度別にみた補助犬の有効性に関する研究」は、身体障害者を対象とした調査研究である。そこで、本研究計画については、国立身体障害者リハビリテーションセンター倫理審査委員会において審査を受け承認を得た。身体障害者に対する調査に当っては、研究の目的、研究の内容、予想される協力者の不利益、個人情報の管理方法、研究結果の取扱いについて文書及び口頭で十分な説明を行ない、文書で同意を得た。結果を論文等で公開する場合には、プライバシー保護のために調査結果の報告等に匿名化などの配慮を行う。

C. 研究結果

(1) 身体障害者補助犬の育成のための基盤整備に関する研究

身体障害者補助犬の育成団体は第二種社会福祉事業として都道府県に届出が義務付けられているにもかかわらず、未だに届出数は伸びていない。しかしWWW上で「補助犬の育成団体」を検索するとその届出数

の2倍以上の団体にあたることできる。しかしWWW上では、その団体の実際の育成状況や施設状況を知ることはできず、正確な実態を得ることはできなかった。

米国における実地調査では、非常に施設規模が大きなものから、個人宅で個人が訓練しているところまで施設の規模は様々であった。また育成プログラムとして刑務所内や青少年の更生施設などが補助犬の育成を行っているところも存在した。補助犬の施設基準に関する先行研究は見当たらなかった。

(2) 身体障害者補助犬の普及啓発の方策に関する研究

一般市民の一般的な認知度が低いということが示唆された。獣医師および動物看護師の補助犬およびその法律に対する認知は一般より高かったが、補助犬の社会参加に関しては、一般市民よりもむしろ獣医療関係者の方が、不安に感じる割合が高いことがわかった。

(3) 身体障害の種類・程度別にみた補助犬の有効性に関する研究

わが国の介助犬使用者の障害種別分布では、頸髄損傷、筋ジストロフィー、脳性まひが多いことがわかった。欧米での介助犬使用者の障害種別分布についてのものは見つけられなかったが、インタビューでは筋力低下や四肢麻痺、片麻痺が多く、歩行介助のための介助犬も多く存在した。

(4) 補助犬の先天性眼疾患の診断方法と判定システムに関する研究

ラブラドル・レトリバーとゴールデン・レトリバーとその交雑112頭(年齢は80%弱が2歳以下)に対する調査の結果、とくに虹彩、水晶体および眼底に品種依存性が疑われる形態学的異常がみられた。そして、この眼異常の発症率は品種に依存することが認められた。一方、被毛の色調と眼異常には関係はみられなかった。また、大阪での検査においては、典型的な進行性網膜萎縮(PRA)の所見を呈する動物を発見した。幸い当該犬は他の疾患を保有していたために盲導犬からは外され、盲導犬としては就役していなかった。

D. 考察

今回、補助犬の施設基準に関する研究並

(別添5)

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
分担研究報告書

身体障害者補助犬の育成のための基盤整備に関する研究

分担研究者 水越 美奈

国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所障害福祉研究部特別研究員

研究要旨 身体障害者補助犬を育成する為の育成事業団体に関する現状と実態について現地調査および文献調査を実施した。また施設基準や飼養管理施設に関する法律や条令、補助犬に関する各国の法律や条例を文献およびWWWで調査整理したところ、介助犬に関する施設基準や規定に関するものはないことがわかった。

A. 研究目的

本研究は身体障害者補助犬の育成や普及に大きく関連する補助犬育成団体について調査し、その現状と問題点を明らかにすることで今後の補助犬の育成事業や育成施設のあり方を検討する。また補助犬の育成に関わる関連法律や条令、また犬に関する法律や条例を調査し、各国の補助犬に対する処遇の違いやアクセス権保障の違いを検討すると共に盲導犬育成施設や犬関連施設に対する法令・規則との比較検討を行った。

B. 研究方法

現存の補助犬の育成施設に関して過去の先行調査、および義務づけられている都道府県への届出状況、さらにはWWWおよび新聞・雑誌等の記事により情報を収集した。また施設基準等に関しては盲導犬に対するもの、その他の関連法律と比較を行ない先行研究を文献等で検索した。さらに補助犬の育成団体が多くある米国西海岸での現地調査を行った。各国の補助犬に関する法律や条令については、文献検索およびWWW上で開示されている法律や条令を収集した。

（倫理面への配慮）

身体障害者個人を対象とした調査研究ではないので、倫理面の問題は無い。

C. 研究結果

身体障害者補助犬の育成団体は第二種社会福祉事業として都道府県に届出が義務付

けられているにもかかわらず、未だに届出数は伸びていない。しかしWWW上で「補助犬の育成団体」を検索するとその届出数の2倍以上の団体にあたることができる。しかしWWW上では、その団体の実際の育成状況や施設状況を知ることができず、正確な実態を得ることはできなかつた。また義務付けられているその届出内容からも施設の概要はわからない。すなわち届出内容に施設概要は含まれてはいない。同様に届出が義務付けられている盲導犬施設の届出（国家公安委員会に届出）には施設の設備概要の記載と見取り図が、「動物愛護および管理の法律」による動物取扱い業の届出（環境省令により都道府県知事あるいは政令指定都市の長に届出）には飼養管理施設の記載と見取り図が、「動物愛護および管理の法律」による動物取扱い業の届出（環境省令により都道府県知事あるいは政令指定都市の長に届出）には飼養管理施設の構造及び規模と平面図および付近の見取り図が要求されている。

欧米においては特に補助犬に特記した施設基準等の法令は見当たらないが、米国では動物福祉法によって飼育管理条件が、イギリスでは犬舎設備の為の模範免許条例と指導要綱、動物飼育設備における法令が存在する。また米国における実地調査では、非常に施設規模が大きなものから、個人宅で個人が訓練しているところまで施設の規模は様々であった。また育成プログラムと

して刑務所内や青少年の更生施設などが補助犬の育成を行っているところも存在する。なし。

補助犬の施設基準に関する先行研究は見当たらなかった。諸外国での補助犬に関する法律の特徴は、そのほとんどのものが「犬」に関する法律ではなく、障害者差別禁止法や人権に関する法律の中に、障害者に伴う補助犬のアクセス保障が包含されている形をとり、そのほとんどでは罰則が設けられている。また補助犬のアクセスを制限できる場合の細かい様々な規定や、育成団体や訓練犬の規定（基準）や社会へのアクセス保障に対する細かい規定が盛り込まれているものが多く見られた。

D. 考察

義務付けられている第二種社会福祉事業の届出を済ませていない団体も多く、その多くは実態も不明瞭である。またその届出も盲導犬育成団体の設備基準や届出内容、動物取扱い業の届出内容との整合性はない。今後、これらの整合性について議論される必要がある。また介助犬・聴導犬の育成団体では小規模なものが多い為、資金等の問題で施設を持たない（持てない）場合も多い。法律によって都道府県からの助成が受けられるようになったが、実際のところ補助犬の育成にかかる費用の調査などもされておらずそのような調査も今後必要になると考えられる。

E. 結論

わが国と米国における育成団体の実態や施設基準、これらに関する法律について現地調査およびWWW・文献調査を実施、整理したところ、施設に関する基準や規定などは存在しないことがわかった。良質な補助犬育成や動物福祉を考慮するためには、これらの基準は今後必要になってくると思われた。

F. 健康危険情報

なし。

G. 研究発表

なし。

H. 知的財産権の出願・登録状況

(別添5)

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
分担研究報告書

身体障害者補助犬の普及啓発の方策に関する研究

分担研究者 寺島 彰
浦和大学総合福祉学部教授
分担研究者 水越 美奈

国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所障害福祉研究部特別研究員

研究要旨 補助犬に関わる様々な職種、特に直接的に関わる職種に着目し、補助犬やその法律の周知、および補助犬の社会参加に対する不安について調査したところ、補助犬やその法律に対する普及・啓発を有効的に行うときにはそれぞれの立場にあった啓発を行うべきであるということが明らかになった。

A. 研究目的

身体障害者補助犬が普及していくためには、一般市民の理解、専門家の理解、財政的基盤などいくつかの要素が考えられる。本研究では、これらの要素について、現状を把握し、今後のあり方について検討することを目的とする。

B. 研究方法

(1) 一般市民の理解について

身体障害者補助犬に対する補助犬法完全施行後の一般市民とコンビニエンスストア、病院、使用者に対するアンケート調査を(財)日本盲導犬協会と協力して行った。

(2) 専門家の理解について

犬の専門家である小動物臨床獣医師および動物病院に勤務する動物看護師を対象に、学会会場において調査票を配布したものを無記名・任意で回収し、結果を分析した。さらに同様なものを盲導犬訓練士を対象にして行った。

(3) 財政的基盤について

身体障害者補助犬育成団体に対して、必要な財産、収入、支出などに関する予備調査としてアンケートを実施した。

(倫理面への配慮)

調査票は無記名にすることでプライバシー

を尊重し、任意での回収を行った。

C. 研究結果

(1) 一般市民の理解について

アンケート調査の結果、一般的な認知度が低いということが示唆された。

(2) 専門家の理解について

獣医師および動物看護師の補助犬および法律に対する認知は一般より高かったが、ガイドラインなどの周知はわずか16%に過ぎず、周知の低さが感じられた。また、盲導犬訓練士はガイドラインや管理手帳などの理解も十分であり、認知度の高さが目立った。補助犬の社会参加に関しては、獣医療関係者の一般市民よりもむしろ、不安を感じる割合が多く、これは盲導犬訓練士も同じであった。

(3) 財政的基盤について

予備調査について11の養成施設から回答を得た。候補犬の適性頭数としては、20頭未満という回答が8箇所であり、かならずしも規模のメリットは指摘されなかった。必要な設備費用は、1,950万円から18,800万円まで、非常に幅が広がった。また、訓練にかかる費用についても、幅がひろく確定的な結論を出すにはいたらなかった。個別に詳細な調査の必要性が感じられた。

D. 考察

補助犬に直接関わる専門家に対する補助犬の周知調査は今までほとんどされてこなかった。予想どおり補助犬と補助犬法につ

いての周知は一般のものに比べ高かったが、補助犬の社会参加に対する不安はむしろ一般よりも高かった。立場が異なり、関わり方が異なれば、補助犬の社会参加に対しての見方や考え方が異なるのは当然である。今後の研究では、その他の専門家、作業療法士や理学療法士などリハ専門職に対して同様な調査を行なうと共に各専門職に対する有効な啓発のあり方について検討することが必要である。また、補助犬育成のための必要な設備や経費についても、予備調査の結果を踏まえて、より詳細な本調査の実施が必要である。

E. 結論

身体障害者補助犬に対する考えは、その職業やその個人の補助犬との関わり方によって異なるのは当然である。一般市民に対して補助犬やその法律に対する普及・啓発を有効的に行うときにはそれぞれの立場にあった啓発を行うべきであると考えられた。また、獣医療関係者に対して、補助犬に対する情報の提供と、「ガイドライン」および「健康管理手帳」の周知が必要であることが明らかになった。さらに、身体障害者補助犬育成に関する財政的基盤について今後の研究の必要性が示唆された。

F. 健康危険情報

なし。

G. 研究発表

なし。

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし。

(別添5)

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
分担研究報告書

身体障害の種類・程度別に見た補助犬の有効性に関する研究

分担研究者 水越 美奈

国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所障害福祉研究部特別研究員

研究要旨 身体障害者補助犬、特に介助犬の使用者について、身体障害の種類・程度に着目し、現在、わが国で活躍している介助犬（暫定犬も含む）使用者の障害種別を調査する。そしてその使用のニーズを明らかにすると共に、リハセンターで始まった補助犬法に基づく介助犬認定の現状と課題を検討したところ、介助犬使用者に対してリハ医学的なアプローチは必要であることが明らかになった。

A. 研究目的

身体障害者補助犬、特に介助犬は、頸髄損傷や筋ジストロフィーなど様々な障害に対して適応されているが、その障害の種類、程度の違いにより補助犬の有効性は様々である。本研究は身体障害者補助犬使用の障害種別、程度別の有効性を明らかにすることにより、障害者の立場からより広範に適応可能な補助犬の評価を行えるような基準を明らかにし、身体障害者補助犬の普及に役立てることを目的とする。

B. 研究方法

WWW検索、および新聞記事により、介助犬（暫定犬も含む）使用者の情報を収集し、現在わが国で活躍している介助犬の障害種別によるニーズ調査すると共に、文献調査およびWWW検索を用いて海外における介助犬の障害種別使用状況調査した。さらに介助犬（及の先進国と言われる米国において介助犬育成団体と使用者へのインタビューを平行して行った。また、実際にリハセンターで行われた補助犬に基づく介助犬認定事業の認定経過を分析し、認定介助犬使用者について本人のインタビューおよび犬の行動状況を確認し、認定での評価結果の分析を行った。

（倫理面への配慮）

本研究所の倫理審査委員会の審査を受けるとともに研究の同意を得られた対象者のみを研究の対象とした。個別の障害者情報についてはプライバシーを尊重し、本人の事前の同意がない限り個人情報を開示しな

い。

C. 研究結果

わが国の使用者の障害種別分布では、頸髄損傷、筋ジストロフィー、脳性まひが多いことがわかった。これは平成13年度厚生科学研究で行われた「肢体不自由者の介助犬に対する意識調査」、つまり介助犬の使用希望者の分布とほぼ一致していた。また進行性の筋ジストロフィーでは病気の進行に伴って介助犬を有効に使用できなくなっている例や重複障害（肢体不自由+聴覚障害や肢体不自由+視覚障害）などにも既に介助犬使用者がいることが明らかになった。WWWおよび文献検索では、欧米での介助犬使用者の障害種別分布についてのは見つけられなかった。インタビューでは筋力低下や四肢麻痺、片麻痺が多く（障害種は不明）、日本ではまだ事例のない歩行介助のための介助犬も多く存在した（わが国でも1例が2004.3月現在合同訓練中）。実際の認定例の認定評価結果と認定使用者インタビューでは、これらの使用者に対する介助犬の必要性について、さらには犬の獣医学的課題の解決についても、獣医学的な視点やリハ医学的な視点、という学際的な視点からのアプローチが必要であると考えられた。

D. 考察

介助犬使用者の障害種別による有効性についての研究はほとんどない。欧米，特にアメリカ合衆国では障害者とその障害名を開示していない場合も多く、育成団体自身が障害名を把握していなかったり、障害者自身も把握していない場合もあり、なかなか実態がつかみにくい状況にある。そのため、これらの情報はより広範な地域の資料収集、およびわが国での事例研究を積み重ねる必要がある。今後の研究では事例研究、および今後、わが国でも大いにニーズがでてくるであろう歩行介助を主に行う介助犬についても動作分析等を行い、有効性を調査する必要がある。また認定犬の調査で明らかになった障害者が犬を伴う時に使用するリード（引き綱）やハーネス（胴輪）などのリハビリ学的視点から見た工夫についても調査を行うことが望まれる。

E. 結論

介助犬使用者の障害別分布や日米の比較研究を通じて、障害の種類・程度別に補助犬の有効性に相違があり、それらを論じる必要がある事が明らかになった。また介助犬の必要性や有効性の評価、介助動作等の課題の解決にはリハビリ学的な視点によるアプローチが重要であることが示唆された。

F. 健康危険情報

なし。

G. 研究発表

1. 高柳友子、水越美奈他. “リハセンターにおける介助犬認定の現状と課題”. 第41回リハビリテーション医学会. 東京都, 2004-6-3/6-5, 第26回日本分子生物学会年会, , 2004, (発表予定).

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし。

(別添5)

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
分担研究報告書

先天性眼疾患の診断方法と判定システムに関する研究

分担研究者 古川 敏紀
広島大学自然科学研究支援開発センター助教授
分担研究者 印牧 信行
麻布大学獣医学部内科学第3研究室助教授

研究要旨 (1) 現在もっとも問題とされている進行性網膜萎縮(PRA)のみならず広く眼科疾患を網羅する検査を実施し、遺伝性眼疾患が盲導犬の中にどの程度存在するかを明らかにする事、(2) 継続性の有る眼疾患摘発の仕組みを構築する事、(3) 繁殖群の動物も含め、これまでの盲導犬の選抜とうまく折りあえる繁殖、選抜、育成を目指すことを目的とした。その結果、遺伝性眼疾患を疑う症例が認められ、より体系的な調査が急務であることが明らかとなった。

A. 研究目的

本研究の目的は、(1) 現在もっとも問題とされている進行性網膜萎縮(PRA)のみならず広く眼科疾患を網羅する検査を実施し、遺伝性眼疾患が盲導犬の中にどの程度存在するかを明らかにする事、(2) 継続性の有る眼疾患摘発の仕組みを構築する事、(3) 繁殖群の動物も含め、これまでの盲導犬の選抜とうまく折りあえる繁殖、選抜、育成方法を明らかにすることである。

B. 研究方法

盲導犬における眼調査は、これまで単独で検査を行って居られた神奈川県盲導犬訓練センターでの100頭以上に上る眼検査の結果、および我々が追加しての検査成績を加え、データベースを作製した。調査はおもに外貌検査ならびに眼底検査および細隙灯検査を実施して、眼瞼、角膜、虹彩、水晶体および眼底の異常の有無について行った。関連検討会・獣医眼科学専門医集団との連携に関しては、厚生労働省の中に設置された審議会「身体障害者補助犬の遺伝性疾患に関する検討会」と密に連絡を取りながら、眼疾患を広く網羅しながら全国で統一された基準での検査が行えるように働き掛けや資料提供を行った。

(倫理面への配慮)

対象が補助犬であるため、問題にならないと思われるが、それにかかわる個人のプライバシー保護には、万全を期すものとした。

C. 研究結果

ラブラドル・レトリバーとゴールデン・レトリバーとその交雑112頭(年齢は80%弱が2歳以下)に対する調査の結果、とくに虹彩、水晶体および眼底にVI種依存性が疑われる形態学的異常が認められた。そして、この眼異常の発症率はVI種に依存することが認められた。一方、被毛の色調と眼異常には関係は認めなかった。また、大阪での検査においては典型的なPRA所見を呈する動物を発見した。幸い当該犬は他の疾患を保有してはなかったため、盲導犬から外され、盲導犬として就役してはなかった。

獣医眼科学専門医集団に対する働き掛けや資料提供を行った結果、検査シートの作製や獣医眼科専門医の協力が得られる事となり、継続性の有る眼疾患摘発のための仕組みの基礎を構築した。

盲導犬の育成段階における視覚検査の強化については、繁殖された動物の全てが盲導犬として就役するわけではないが、これまでの選抜で動物個体の性格上の適正に重点が置かれ、遺伝性疾患の観点から見た盲導犬選抜の方式は全く取り入れられていなかった。しかしPRAを持つ動物の存在が明らかにな

った事から AGBN(アジアガイドドッグ育成協会)を中心に討議される事となった。

D. 考察

外貌検査、眼底検査および細隙灯検査によって得られた所見は、家系調査、加齢変化を把握する経時観察、視覚機能調査、家系における盲導犬としての就役状況調査などが含まれていないため、遺伝性眼疾患としての確たる診断は至っていない。引き続き、これらの追加データの集積が急務と考えられた。

また、典型的なPRA所見を呈する動物については、該当動物の親のみならず、兄弟や孫に到る動物の緊急調査が必要と考えられた。

E. 結論

今回の調査および活動では、盲導犬の育成および就役状況において、視覚検査が盲導犬の適性評価に重要であることが再確認できた。また同時に、就役に供し得なかった個体調査と就役犬の家系調査の緊急性が明らかとなった。この緊急課題に対する対策として、諸関連団体・学会に働きかけ、眼疾患摘発の仕組みの基礎を構築した。

F. 健康危険情報

なし。

G. 研究発表

なし。

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし。